

# 法 学 研 究 科

# 研究指導概要

## 博士前期課程

### 1. 各セメスタの指導内容

#### 1 セメスタ

- ・基本文献により研究の基礎を構築する。
- ・文献収集・判例検索の方法等、研究の基本的手法を習得する。
- ・研究テーマ（修士論文課題）の絞り込みを行う。
- ・学術論文執筆に係る基礎的作法を習得（注の付け方など）する。

#### 2 セメスタ

- ・前期の基礎的研究を踏まえて、研究テーマ（修士論文課題）を確定する。
- ・研究テーマ（修士論文課題）に係る判例および関連文献の収集を行う。
- ・研究テーマ（修士論文課題）に係る判例分析および関連文献の研究を行う。

#### 3 セメスタ

- ・修士論文の構成（目次の構成など）を確定する。
- ・修士論文の一部の執筆

#### 4 セメスタ

- ・研究の精度を高め、修士学位論文の完成に向けて執筆を進める。
- ・専攻別を実施する修士論文報告会（後述）において、進捗状況を報告し、質疑応答を行うことによって、問題点を確認する。
- ・修士論文の論理展開・文章等の最終確認と推敲を行う。

### 2. 論文報告会（論文発表会）等の概要と発表の要件等

- ・主指導教授の研究指導を2年間履修しなければならない。
- ・博士前期課程2年生は、原則として11月の研究科委員会終了後に開催される中間報告会で、論文の進捗状況等を報告する。疾病その他やむを得ない理由で、中間報告を行えない者は、中間報告会と近接する時期に、主指導教授その他自分の属する専攻の大学院科目担当教員等の前で報告することで中間報告に代えることができる。
- ・報告者は、目次等を記載したレジюмеを事前に提出し、10分を目処に報告および参加教員との質疑応答を行うものとする。

### 3. 特定課題研究論文等

本研究科では、公務員コースの学生について、修士論文の提出にかえて、特定課題研究論文の提出を認めている。特定課題研究論文とは、特定の課題について実践的に調査・研究した論文をいう。本研究科では、特定の課題について「東洋大学大学院法学研究科公務員コースの単位修得および修了に関する内規」および「公務員コース博士前期課程修了試取扱い要領」で定義する。特定課題研究論文での提出を希望する者は、以下の要件に沿って提出すること。

1. 特定課題の内容について教員の指導を受ける。
2. 原則として11月の研究科委員会終了後に開催される上記中間報告会で報告するものとする。疾病その他やむを得ない理由で、中間報告を行えない者は、中間報告会と近接する時期に、主指導教授その他自分の属する専攻の大学院科目担当教員で当該学生の選択した特定課題を出題した教員の前で報告することで中間報告に代えることができる。

## 博士後期課程

### 1. 各セメスタの指導内容

#### 1 セメスタ

- ・ 主指導教授と相談の上、研究テーマ（博士論文課題）を確定する。
- ・ 研究テーマに係る外国法研究のために、外国法の領域を確定する。
- ・ 確定した研究テーマに関し、基礎的研究および外国法研究を行うとともに、判例および文献収集を行う。
- ・ 原則として6月の研究科委員会終了後に開催される博士論文中間報告会（第1回）において、研究テーマと研究の進捗状況について報告し、参加教員と質疑応答を行う。

#### 2 セメスタ

- ・ 研究テーマに関する基礎的研究または外国法研究の内容について、主指導教授等に指導を受けて論文を執筆し、大学院紀要その他の学術誌に掲載することを目指す。
- ・ 原則として12月の研究科委員会終了後に開催される博士論文中間報告会（第2回）において、研究テーマと研究の進捗状況について報告し、参加教員と質疑応答を行う。

#### 3 セメスタ

- ・ 確定した研究テーマに関し、1年次の基礎的研究および外国法研究を踏まえてさらに発展的研究を行うとともに、そのための判例および文献収集を行う。
- ・ 原則として6月の研究科委員会終了後に開催される博士論文中間報告会（第1回）において、研究テーマと研究の進捗状況について報告し、参加教員と質疑応答を行う。

#### 4 セメスタ

- ・ 前期に行った発展的研究の内容について、主指導教授等に指導を受けて論文を執筆し、大学院紀要その他の学術誌に掲載することを目指す。
- ・ 原則として12月の研究科委員会終了後に開催される博士論文中間報告会（第2回）において、研究テーマと研究の進捗状況について報告し、参加教員と質疑応答を行う。

#### 5 セメスタ

- ・ 博士学位（甲）請求論文を事前審査を行うので、6月末までにそのために提出する学位請求論文の下書および業績一覧を作成する。
- ・ 原則として6月の研究科委員会終了後に開催される博士論文中間報告会（第1回）において、研究テーマと研究の進捗状況について報告し、参加教員と質疑応答を行う。

#### 6 セメスタ

- ・ 指導教授の指示により博士学位（甲）請求論文の提出し、3月修了を目指す者は、11月の提出期間（p.45参照）までに大学院教務課に博士学位請求論文の提出できるよう執筆を行う。
- ・ 次年度以降に修了予定の者は、原則として12月の研究科委員会終了後に開催される博士論文中間報告会（第2回）において、研究テーマと研究の進捗状況について報告し、参加教員と質疑応答を行う。

### 2. 論文報告会（論文発表会）等の概要と発表の要件等

- ・ 博士後期課程に在籍する者で博士学位（甲）請求論文の提出を希望する者は、年度内に2度開催される博士論文中間報告会において、研究内容およびその進捗状況等について報告をしなければならない。博士論文中間報告会は、原則として、6月の研究科委員会終了後と12月の研究科委員会終了後に開催されるものとする。

当該者は、研究内容にするレジюмеを当日持参し、これをもとに各自20分を目処として報告および参加教員との質疑応答を行う。

なお、博士学位請求論文の進捗状況に応じて、博士論文中間報告会に代えて、または、これに加えて個別の報告会（公聴会）を実施することがある。

# 東洋大学大学院法学研究科規程

平成29年規程代29号

平成29年4月1日

施行

改正 平成30年4月1日 平成31年4月1日  
令和2年4月1日 令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、東洋大学大学院学則（昭和29年4月1日施行。以下「学則」という。）第4条第5項に基づき、東洋大学大学院法学研究科（以下「法学研究科」という。）の教育研究に関し必要な事項を定める。

(人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第2条 法学研究科は、学則第4条の2に基づき、研究科及び各専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を別表第1のとおり定める。

(修了の認定及び学位授与、教育課程の編成及び実施並びに入学者の受入れに関する方針)

第3条 法学研究科は、学則第4条の3に基づき、各専攻の修了の認定及び学位授与に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針を別表第2のとおり定める。

(教育課程)

第4条 法学研究科は、学則第5条の2及び第7条に基づき、各専攻の教育課程における科目区分、授業科目及び研究指導科目の名称、単位数、配当学年、履修方法を別表第3のとおり定める。

(修了に必要な単位等)

第5条 法学研究科は、学則第12条及び第13条に基づき、各専攻の修了に必要な単位等を別表第4のとおり定める。

(教育職員の免許状)

第6条 学則第19条に基づき、法学研究科で取得できる免許状の種類及び教科は、次表のとおりとする。

専攻	免許状の種類及び教科	
	高等学校教諭専修免許状	中学校教諭専修免許状
私法学	公民	社会
公法学	公民	社会

(教育職員の免許状取得のための授業科目及び単位数)

第7条 学則第19条第2項に基づき、法学研究科で教育職員の免許状を取得しようとする者は、別表第5に定める所定の授業科目の単位を修得し、東洋大学大学院（以下「本大学院」という。）の課程に1年以上在学し30単位以上修得、又は学則第12条に規定する要件を充足しなければならない。

(改正)

第8条 この規程の改正は、学長が法学研究科委員会の意見を聴き、研究科長会議の審議を経て行う。

附 則

- この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 前項の規定にかかわらず、平成28年度以前の入学生については、第4条別表第3を除き、なお従前の例による。

附 則

- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 前項の規定にかかわらず、平成29年度以前の入学生については、改正後の第3条及び第3条別表第2並びに第4条別表第3を除き、なお従前の例による。

附 則

- この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 前項の規定にかかわらず、平成30年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- この規程は、2020年4月1日から施行する。
- 前項の規定にかかわらず、2019年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

別表第1 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（第2条関係）

法学研究科

人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
<p>【博士前期課程】</p> <p>(1) どのような人材を養成し、どのような人材を世に送り出すか 高度な実践的法学教育により、専門的法学の素養を身に付けた専門的職業人を養成する。また、変動の激しい現代社会にあって、社会人を積極的に受け入れ、リカレント教育を施すことにより、時代の求める法学の知識を備えた専門的職業人として再び社会に送り出すことを目的とする。</p> <p>(2) 学生にどのような能力を習得させるのか等の教育研究上の目的 法学各分野におけるより専門的な知識と法的思考をめぐらせ、法に関わる問題を実践的に解決する能力を習得させることを目的とする。</p> <p>【博士後期課程】</p> <p>(1) どのような人材を養成し、どのような人材を世に送り出すか 法学各分野における高度の研究能力をもち、当該分野の学界において通用する研究者を養成することを目的とする。</p> <p>(2) 学生にどのような能力を習得させるのか等の教育研究上の目的 法学各分野における高度かつ先進的な知識・法的思考能力はもとより、「諸学の基礎は哲学にあり」の建学の精神に沿って、広く社会の諸問題を根底的に考え抜く能力を習得させることを目的とする。</p>

法学研究科私法学専攻

人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
<p>【博士前期課程】</p> <p>(1) どのような人材を養成し、どのような人材を世に送り出すか 高度な実践的法学教育により、専門的私法学の素養を身に付けた専門的職業人を養成する。また、変動の激しい現代社会にあって、社会人を積極的に受け入れ、リカレント教育を施すことにより、時代の求める私法学の知識を備えた専門的職業人として再び社会に送り出すことを目的とする。</p> <p>(2) 学生にどのような能力を習得させるのか等の教育研究上の目的 私法学におけるより専門的な知識と法的思考をめぐらせ、法に関わる問題を実践的に解決する能力を習得させることを目的とする。</p> <p>【博士後期課程】</p> <p>(1) どのような人材を養成し、どのような人材を世に送り出すか 私法学における高度の研究能力をもち、当該分野の学界において通用する研究者を養成することを目的とする。</p> <p>(2) 学生にどのような能力を習得させるのか等の教育研究上の目的 私法学における高度かつ先進的な知識・法的思考能力はもとより、「諸学の基礎は哲学にあり」の建学の精神に沿って、広く社会の諸問題を根底的に考え抜く能力を習得させることを目的とする。</p>

法学研究科公法学専攻

人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
<p>【博士前期課程】</p> <p>(1) どのような人材を養成し、どのような人材を世に送り出すか 高度な実践的法学教育により、専門的公法学の素養を身に付けた専門的職業人を養成する。また、変動の激しい現代社会にあって、社会人を積極的に受け入れ、リカレント教育を施すことにより、時代の求める公法学の知識を備えた専門的職業人として再び社会に送り出すことを目的とする。</p> <p>(2) 学生にどのような能力を習得させるのか等の教育研究上の目的 公法学におけるより専門的な知識と法的思考をめぐらせ、法に関わる問題を実践的に解決する能力を習得させることを目的とする。</p> <p>【博士後期課程】</p> <p>(1) どのような人材を養成し、どのような人材を世に送り出すか 公法学における高度の研究能力をもち、当該分野の学界において通用する研究者を養成することを目的とする。</p> <p>(2) 学生にどのような能力を習得させるのか等の教育研究上の目的 公法学における高度かつ先進的な知識・法的思考能力はもとより、「諸学の基礎は哲学にあり」の建学の精神に沿って、広く社会の諸問題を根底的に考え抜く能力を習得させることを目的とする。</p>



別表第2 修了の認定及び学位授与、教育課程の編成及び実施並びに入学者の受入れに関する方針（第3条関係）

法学研究科私法学専攻

<p>1. 修了の認定及び学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）</p>
<p><b>【博士前期課程】</b>                  以下の資質や能力を身につけたうえで、所定の年限・単位数等を満たし、修士学位論文または特定の課題についての研究の成果（特定課題研究論文）の審査及び最終試験に合格した者に対して、修士の学位を授与する。                  (1) 自ら法的问题点を抽出し、資料・情報を収集する能力を身につけている。                  (2) 収集した資料・情報を効率的に分析し、合理的な解決策を導く能力を身につけている。                  (3) 法的问题点についての合理的な解決策を論理的に説明できる資質や能力を身につけている。</p> <p><b>【博士後期課程】</b>                  高度な法律研究職、法律専門職に従事するための高度で独創的な研究能力、高度な論文作成能力等を身につけたうえで、所定の年限を満たし、博士学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対して、博士の学位を授与する。</p>
<p>2. 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）</p>
<p><b>【博士前期課程】</b>                  (1) 教育課程の編成／教育内容・方法                  ディプロマ・ポリシーの達成のために、「授業科目（コースワーク）」と「研究指導（リサーチワーク）」を適切に組み合わせた教育課程を体系的に編成する。授業科目は、私法学専攻分野における研究能力、またはこれに加えて高度な専門職を目指す者がその職務を遂行する能力を涵養し、専門知識を修得することを目指し、私法学の体系に従った科目を配置し、少人数の演習形式において、法理論的思考を教授する。研究指導は、主指導教授・副指導教授二名の指導教員による論文作成への支援を行う。</p> <p>(2) 成績の評価                  成績については、客観性及び厳格性を確保しつつ、以下の要素・方法により評価する。                  ①授業科目については、あらかじめ示す成績評価基準に沿って、各授業科目のシラバスに記載されている方法により、授業担当教員が評価する。                  ②研究指導については、研究過程における達成度を、あらかじめ示す研究指導計画をもとに、論文報告会等を通じて、研究指導教員および本専攻所属教員により組織的に評価する。                  ③学位請求論文については、あらかじめ示す論文審査基準、審査体制に基づき、評価を行う。</p> <p><b>【博士後期課程】</b>                  (1) 教育課程の編成／教育内容・方法                  ディプロマ・ポリシーの達成のために、「授業科目（コースワーク）」と「研究指導（リサーチワーク）」を適切に組み合わせた教育課程を体系的に編成する。授業科目は、独創的な研究テーマに対応することのできる科目配置を行い、研究者として自立して持続的に研究活動を行い独創的な研究成果を上げることができるようになるために、またその他の専門職に従事するのに必要な高度な研究能力等を涵養するための教授を行う。研究指導は、複数の研究指導担当教員によって、博士論文作成を主眼とした指導をする。</p> <p>(2) 成績の評価                  成績については、客観性及び厳格性を確保しつつ、以下の要素・方法により評価する。                  ①授業科目については、あらかじめ示す成績評価基準に沿って、各授業科目のシラバスに記載されている方法により、授業担当教員が評価する。                  ②研究指導については、研究過程における達成度を、あらかじめ示す研究指導計画をもとに、論文報告会等を通じて、研究指導教員および本専攻所属教員により組織的に評価する。                  ③学位請求論文については、あらかじめ示す論文審査基準、審査体制に基づき、評価を行う。</p>
<p>3. 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）</p>
<p><b>【博士前期課程】</b>                  入学希望者の特性に応じた適切な方法で多様な入学者選抜試験を実施し、筆記試験、面接、書類選考等を通じて、以下の資質や能力を示した者を受け入れる。                  (1) 法学の各専門分野についての学問的基礎のある者                  (2) 柔軟な発想力、法的问题点の発見力、効率的な情報処理能力、合理的解決力を有する者                  (3) 私法研究に興味をもって取り組む意欲のある者</p> <p><b>【博士後期課程】</b>                  入学希望者の特性に応じた適切な方法で多様な入学者選抜試験を実施し、筆記試験、面接、書類選考等を通じて、以下の資質や能力を示した者を受け入れる。                  (1) 博士後期課程において、研究活動を行うのに必要な法学研究専門分野における豊かな学識を備えた者                  (2) 論文作成能力のための高度な能力のある者                  (3) 私法学分野の研究者として自立して持続的に研究活動に従事することを目指す意欲のある者</p>

法学研究科公法学専攻

<p>1. 修了の認定及び学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）</p> <p><b>【博士前期課程】</b> 以下の資質や能力を身につけたうえで、所定の年限・単位数等を満たし、修士学位論文または特定の課題についての研究の成果（特定課題研究論文）の審査及び最終試験に合格した者に対して、修士の学位を授与する。</p> <p>(1) 自ら法的問題点を抽出し、資料・情報を収集する能力を身につけている。 (2) 収集した資料・情報を効率的に分析し、合理的な解決策を導く能力を身につけている。 (3) 法的問題点についての合理的な解決策を論理的に説明できる資質や能力を身につけている。</p> <p><b>【博士後期課程】</b> 高度な法律研究職、法律専門職に従事するための高度で独創的な研究能力、高度な論文作成能力等を身につけたうえで、所定の年限を満たし、博士学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対して、博士の学位を授与する。</p>
<p>2. 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）</p> <p><b>【博士前期課程】</b></p> <p>(1) 教育課程の編成 / 教育内容・方法 ディプロマ・ポリシーの達成のために、「授業科目（コースワーク）」と「研究指導（リサーチワーク）」を適切に組み合わせた教育課程を体系的に編成する。授業科目は、公法学専攻分野における研究能力、またはこれに加えて高度な専門職を目指す者がその職務を遂行する能力を涵養し、専門知識を修得することを目指し、公法学の体系に従った科目を配置し、少人数の演習形式において、法理論的思考を教授する。研究指導は、主指導教授・副指導教授二名の指導教員による論文作成への支援を行う。</p> <p>(2) 成績の評価 成績については、客観性及び厳格性を確保しつつ、以下の要素・方法により評価する。</p> <p>① 授業科目については、あらかじめ示す成績評価基準に沿って、各授業科目のシラバスに記載されている方法により、授業担当教員が評価する。 ② 研究指導については、研究過程における達成度を、あらかじめ示す研究指導計画をもとに、論文報告会等を通じて、研究指導教員および本専攻所属教員により組織的に評価する。 ③ 学位請求論文については、あらかじめ示す論文審査基準、審査体制に基づき、評価を行う。</p> <p><b>【博士後期課程】</b></p> <p>(1) 教育課程の編成 / 教育内容・方法 ディプロマ・ポリシーの達成のために、「授業科目（コースワーク）」と「研究指導（リサーチワーク）」を適切に組み合わせた教育課程を体系的に編成する。授業科目は、独創的な研究テーマに対応することのできる科目配置を行い、研究者として自立して持続的に研究活動を行い独創的な研究成果を上げることができるようになるために、またその他の専門職に従事するのに必要な高度な研究能力等を涵養するための教授を行う。研究指導は、複数の研究指導担当教員によって、博士論文作成を主眼とした指導をする。</p> <p>(2) 成績の評価 成績については、客観性及び厳格性を確保しつつ、以下の要素・方法により評価する。</p> <p>① 授業科目については、あらかじめ示す成績評価基準に沿って、各授業科目のシラバスに記載されている方法により、授業担当教員が評価する。 ② 研究指導については、研究過程における達成度を、あらかじめ示す研究指導計画をもとに、論文報告会等を通じて、研究指導教員および本専攻所属教員により組織的に評価する。 ③ 学位請求論文については、あらかじめ示す論文審査基準、審査体制に基づき、評価を行う。</p>
<p>3. 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）</p> <p><b>【博士前期課程】</b> 入学希望者の特性に応じた適切な方法で多様な入学者選抜試験を実施し、筆記試験、面接、書類選考等を通じて、以下の資質や能力を示した者を受け入れる。</p> <p>(1) 法学の各専門分野についての学問的基礎のある者 (2) 柔軟な発想力、法的問題点の発見力、効率的情報処理能力、合理的解決力を有する者 (3) 公法学研究に興味をもって取り組む意欲のある者</p> <p><b>【博士後期課程】</b> 入学希望者の特性に応じた適切な方法で多様な入学者選抜試験を実施し、筆記試験、面接、書類選考等を通じて、以下の資質や能力を示した者を受け入れる。</p> <p>(1) 博士後期課程において、研究活動を行うのに必要な法学研究専門分野における豊かな学識を備えた者 (2) 論文作成能力のための高度な能力のある者 (3) 公法学分野の研究者として自立して持続的に研究活動に従事することを目指す意欲のある者</p>

別表第3 教育課程（第4条関係）  
省略する。

別表第4 修了に必要な単位等（第5条関係）  
省略する。

別表第5 教育職員の免許状取得のための授業科目及び単位数（第7条関係）  
省略する。

## 東洋大学大学院法学研究科公務員コースの単位修得および修了に関する内規

改正 平成30年4月1日  
2020年4月1日

(目的)

**第1条** この内規は、東洋大学大学院法学研究科博士前期課程に設けられた公務員コース（以下「本コース」という。）に所属し、修士（法学）の学位取得を目指す者の単位の修得と修了に関する事項を定める。

(コースおよびコース主任)

**第2条** 本コースは、私法学専攻博士前期課程と公法学専攻博士前期課程に共通コースとして設置する。

2 本コースに所属することを希望する者は、公務員コース所属希望願を第一年次の法学研究科が定める期日までに大学院教務課に届け出なければならない。

3 本コースの運営にあたるために、本コース科目担当者たる法学研究科委員の中からコース主任1名を選任する。

(単位の修得)

**第3条** 本コースに所属する者は、この内規別表に掲げる開講科目を履修するようにつとめなければならない。

(指導教員)

**第4条** 本コースに所属する者は、その所属する専攻の研究指導担当教員の中から主指導教授1名を、また、私法学専攻または公法学専攻の研究指導担当教員の中から副指導教授1名を、その承諾を得て選び、届け出なければならない。

2 主および副指導教授は、内規別表に掲げる科目の担当者でなければならない。ただし、特段の事由があるときは、法学研究科委員会の承認を得て、科目担当者以外の教員を以てこれに充てることができる。

3 主および副指導教授については、次条第1項本文に定める論文の選択とともに、第一年次の法学研究科が定める期日までにこれを大学院教務課に届け出なければならない。

(学位論文・特定課題研究論文の提出)

**第5条** 本コースに所属する者は、東洋大学大学院学則第12条第1項が規定する「特定課題研究論文」の提出を以て修士論文に代えることができる。ただし、特定課題研究論文の提出を選択したときは、この論文を以て税理士国家試験免除申請における修士論文とすることはできない。

2 特定課題研究論文は、この内規別表に掲げる科目について提出するものとする。ただし、受験を目指す試験科目との関係でこれらの科目以外の科目について「特定課題研究論文」執筆を希望する場合は、当該科目に関する開講科目を履修し、法学研究科長の許可を得て、当該科目についての「特定課題研究論文」を提出することができる。また、1科目選択の場合は、「経済原論」を選択することはできない。

3 本コースに所属する者が、東洋大学大学院学則第12条第1項が規定する修士論文の提出時にその選択を前項が規定する特定課題研究論文に変更するとき、もしくはその逆のときは、現主指導教授の承諾を得て、遅くとも第二年次の修士論文・特定課題研究論文題目届を以て届け出なければならない。この届出にあたっては、論文題目のほか、主および副指導教授も併せて届け出なければならない。

4 本条に定める論文は20,000字を目途とする。

5 本条に定める論文については、主指導教授が、副指導教授と協議の上、審査報告書を作成する。

**第6条** (削除)

(特定課題研究論文の取扱い等)

**第7条** 本コースに所属し、特定課題研究論文の提出を選択した者が提出した論文については、この内規に特別の定めのある場合を除くほか、東洋大学大学院学則、東洋大学学位規程および東洋大学大学院法学研究科規程の定めによる。

(特定課題研究論文の保存)

**第8条** 本研究科は、審査の終了した特定課題研究論文を修士論文と同様に保存しなければならない。

(改正手続)

**第9条** この内規の改正は、法学研究科委員会の承認を得ることを要する。

**附則**

この内規は平成30年度入学者および在学生から適用する。

**附則**

この内規は2020年度入学者から適用する。



2 (削除)

別表

科目	開講科目	単位
憲法	憲法演習Ⅰ A・B／憲法演習Ⅱ A・B／ 憲法演習Ⅲ A・B	各科目 A・Bをあわせて4単位以上
民法	民法特論Ⅲ A・B	各科目 A・Bをあわせて4単位以上
行政法	行政法演習Ⅰ A・B／行政法特論 A・B	各科目 A・Bをあわせて4単位以上
経済原論	経済原論特論 A・B	各科目 A・Bをあわせて4単位以上
商法	商法演習Ⅰ A・B／商法演習Ⅱ A・B／ 商法演習Ⅲ A・B	各科目 A・Bをあわせて4単位以上
刑法	刑法演習Ⅰ A・B／刑法演習Ⅱ A・B	各科目 A・Bをあわせて4単位以上
労働法	労働法演習 A・B	各科目 A・Bをあわせて4単位以上
行政学	行政学演習 A・B	各科目 A・Bをあわせて4単位以上
政治学	政治学演習 A・B	各科目 A・Bをあわせて4単位以上

公務員コース博士前期課程修了試験取扱い要領

改正 平成29年4月1日

東洋大学大学院法学研究科公務員コース博士前期課程の修了試験は、以下のような取扱いによるものとする。

1. 公務員コース（以下、「本コース」という）に所属する院生のうち、特定課題研究論文の提出を選択した者の博士前期課程修了試験については、この取扱い要領を適用する。
2. 本コースに所属する者のうち、特定課題研究論文の提出を選択した者は、次の（1）または（2）のいずれかを選択して、その旨を大学院教務課に届出なければならない。

（1）5科目選択

東洋大学大学院法学研究科公務員コースの単位履修および修了に関する内規（以下、「内規」という）別表に掲げる5科目につき出題された課題問題につき、各科目の論文を提出する。問題の出題時期は各科目担当教員がこれを適宜定める。なお、論文題目は私法学専攻については「私法と公法における諸問題」とし、公法学専攻については「公法と私法における諸問題」とする。

（2）1科目選択

内規別表に掲げる科目または内規5条2項但書に基づいて許可された科目の中から1科目を選択し、指導教授の指導によりテーマを決定して、そのテーマにつき、論文を提出する。ただし、「経済原論」を選択することはできない。

3. 前記2の定める論文の提出は、「公務員コース」に所属しない院生の修士論文の提出時期と同様とする。
4. 特定課題研究論文を提出した本コースの在籍者に対する口述試験は修士論文を提出した院生の口述試験に準じて行う。

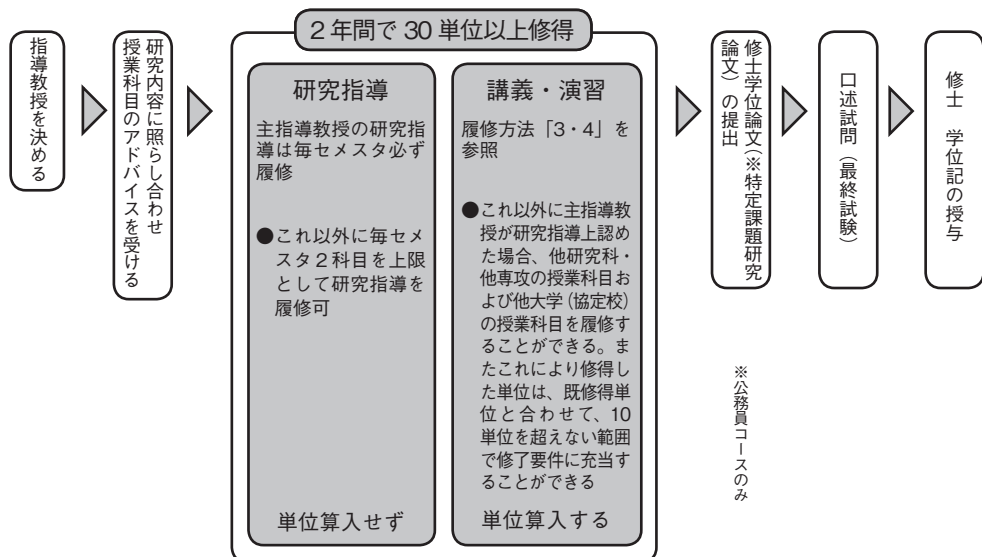
附 則

- 1 この取扱い要領は、平成29年4月1日より施行する。

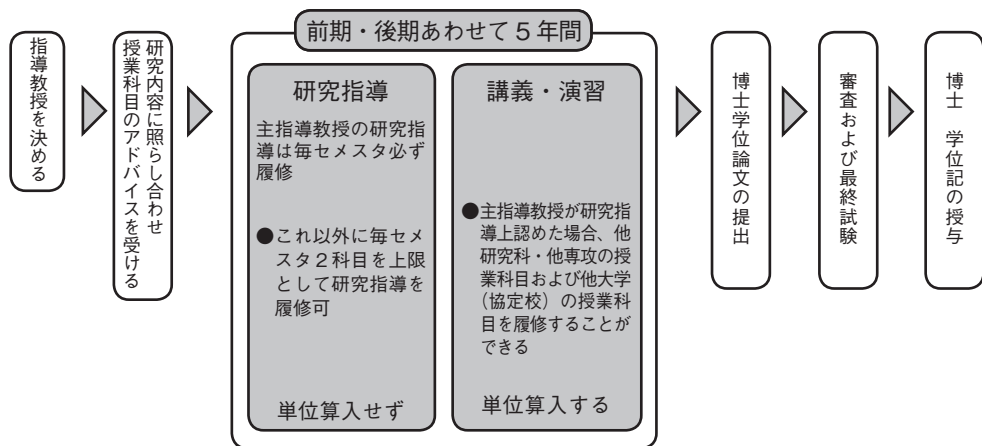


# 私法学専攻

## 前期課程 履修の流れ



## 後期課程 履修の流れ



ただし、2019年度以前入学生についてはセメスタを年度に読み替える  
 ※本専攻では、授業内容の理解や自身の研究を一層深めるために、授業及び研究指導の一環として、海外における調査・研究や学会への参加・発表を奨励しています。

# 私 法 学 専 攻

## 博士前期課程

授業科目・研究指導							講義・演習の別	担当教員	備 考
2019年度以前 入学生適用	単 位	科 目 ナンバリング	2020年度以降 入学生適用	単 位	科 目 ナンバリング	学 期			
民法特論Ⅰ	4	CIL601	民法特論ⅠA 民法特論ⅠB	2 2	CIL623 CIL624	春秋	講義	小林 秀 年	
民法特論Ⅱ	4	CIL602	民法特論ⅡA 民法特論ⅡB	2 2	CIL625 CIL626	春秋	講義	太 矢 一 彦	
民法特論Ⅲ	4	CIL603	民法特論ⅢA 民法特論ⅢB	2 2	CIL627 CIL628		講義		本年度休講
民法特論Ⅳ	4	CIL604	民法特論ⅣA 民法特論ⅣB	2 2	CIL629 CIL630	春秋	講義	中 村 恵	
民法演習Ⅰ	4	CIL605	民法演習ⅠA 民法演習ⅠB	2 2	CIL631 CIL632	春秋	演習	相 川 修	民法研究指導Ⅰ A/Bと共通
民法演習Ⅱ	4	CIL606	民法演習ⅡA 民法演習ⅡB	2 2	CIL633 CIL634	春秋	演習	大 坂 恵 里	民法研究指導Ⅱ A/Bと共通
民法演習Ⅲ	4	CIL607	民法演習ⅢA 民法演習ⅢB	2 2	CIL635 CIL636		演習		本年度休講
民法演習Ⅳ	4	CIL608	民法演習ⅣA 民法演習ⅣB	2 2	CIL637 CIL638	春秋	演習	中 村 恵	民法研究指導Ⅳ A/Bと共通
民法演習Ⅴ	4	CIL609	民法演習ⅤA 民法演習ⅤB	2 2	CIL639 CIL640	春秋	演習	太 矢 一 彦	民法研究指導Ⅴ A/Bと共通
商法特論Ⅰ	4	CIL610	商法特論ⅠA 商法特論ⅠB	2 2	CIL641 CIL642	春秋	講義	周 劍 龍	
商法特論Ⅱ	4	CIL611	商法特論ⅡA 商法特論ⅡB	2 2	CIL643 CIL644	春秋	講義	遠 藤 喜 佳	
商法特論Ⅲ	4	CIL612	商法特論ⅢA 商法特論ⅢB	2 2	CIL645 CIL646	春秋	講義	井 上 貴 也	
商法演習Ⅰ	4	CIL613	商法演習ⅠA 商法演習ⅠB	2 2	CIL647 CIL648		演習		本年度休講
商法演習Ⅱ	4	CIL614	商法演習ⅡA 商法演習ⅡB	2 2	CIL649 CIL650	春秋	演習	井 上 貴 也	商法研究指導Ⅱ A/Bと共通
商法演習Ⅲ	4	CIL615	商法演習ⅢA 商法演習ⅢB	2 2	CIL651 CIL652		演習		本年度休講
企業法演習	4	CIL616	企業法演習A 企業法演習B	2 2	CIL653 CIL654	春秋	演習	楠 元 純 一 郎	企業法研究指導 A/Bと共通
会社法務特論	4	CIL617	会社法務特論A 会社法務特論B	2 2	CIL655 CIL656		講義		本年度休講
民事訴訟法特論	4	CIL618	民事訴訟法特論A 民事訴訟法特論B	2 2	CIL657 CIL658	春秋	講義	清 水 宏	
民事訴訟法演習Ⅰ	4	CIL619	民事訴訟法演習ⅠA 民事訴訟法演習ⅠB	2 2	CIL659 CIL660	春秋	演習	清 水 宏	民事訴訟法研究指導Ⅰ A/Bと共通
民事訴訟法演習Ⅱ	4	CIL620	民事訴訟法演習ⅡA 民事訴訟法演習ⅡB	2 2	CIL661 CIL662	春秋	演習	坂 本 恵 三	民事訴訟法研究指導Ⅱ A/Bと共通
法哲学特論	4	FUL601	法哲学特論A 法哲学特論B	2 2	FUL607 FUL608		講義		本年度休講
法制史特論	4	FUL602	法制史特論A 法制史特論B	2 2	FUL609 FUL610		講義		本年度休講
外国法(英法)	4	FUL603	外国法(英法)A 外国法(英法)B	2 2	FUL611 FUL612	春秋	講義	今 井 雅 子	
外国法(独法)	4	FUL604	外国法(独法)A 外国法(独法)B	2 2	FUL613 FUL614	春秋	講義	武 市 周 作	
外国法(仏法)	4	FUL605	外国法(仏法)A 外国法(仏法)B	2 2	FUL615 FUL616		講義		本年度休講
国際私法演習	4	ILA601	国際私法演習A 国際私法演習B	2 2	ILA602 ILA603		演習		本年度休講



授業科目・研究指導							講義・演習の別	担当教員	備考
2019年度以前 入学生適用	単 位	相 ナンバー	2020年度以降 入学生適用	単 位	相 ナンバー	学 期			
知的財産法演習	4	NFL602	知的財産法演習A 知的財産法演習B	2 2	NFL605 NFL606	春秋	演習	安藤和宏	知的財産法研究指導 A/Bと共通
実務社会法	4	SOL605	実務社会法A 実務社会法B	2 2	SOL615 SOL616	春秋	講義	田中健一	
労働法演習	4	SOL601	労働法演習A 労働法演習B	2 2	SOL607 SOL608	春秋	演習	鎌田耕一	労働法研究指導 A/Bと共通
社会保障法演習	4	SOL606	社会保障法演習A 社会保障法演習B	2 2	SOL617 SOL618	春秋	演習	上田真理	社会保障法研究指導 A/Bと共通
経済法特論I	4	SOL602	経済法特論IA 経済法特論IB	2 2	SOL609 SOL610		講義		本年度休講
書士業務論	4	LAW601	書士業務論A 書士業務論B	2 2	LAW602 LAW603	春秋	講義	佐藤修	
経済法演習	4	SOL603	経済法演習A 経済法演習B	2 2	SOL611 SOL612	春秋	演習	多田英明	経済法研究指導 A/Bと共通
建築関係法特論	4	CIL621	建築関係法特論A 建築関係法特論B	2 2	CIL663 CIL664	春秋	講義	大森文彦	
論文表現法	4	SEM601	論文表現法A 論文表現法B	2 2	SEM602 SEM603		講義		本年度休講
Legal and Political English	4	FLE601	Legal and Political English A Legal and Political English B	2 2	FLE602 FLE603	春秋	講義	ジェイムズ ダニエル ショート	
憲法演習I	4	PUL601	憲法演習IA 憲法演習IB	2 2	PUL606 PUL607		演習		本年度休講
憲法演習II	4	PUL602	憲法演習IIA 憲法演習IIB	2 2	PUL608 PUL609	春秋	演習	武市周作	
憲法演習III	4	PUL603	憲法演習IIIA 憲法演習IIIB	2 2	PUL610 PUL611	春秋	演習	宮原均	
英書講読	4	FUL606	英書購読A 英書講読B	2 2	FUL617 FUL618	春秋	講義	山下りえ子	
行政法特論	4	PUL604	行政法特論A 行政法特論B	2 2	PUL612 PUL613	春秋	講義	藤井浩司	
経済原論特論	4	SOL604	経済原論特論A 経済原論特論B	2 2	SOL613 SOL614	春秋	講義	中野宏	
刑法演習I	4	CRL601	刑法演習IA 刑法演習IB	2 2	CRL604 CRL605	春秋	演習	萩原滋	
刑法演習II	4	CRL602	刑法演習IIA 刑法演習IIB	2 2	CRL606 CRL607	春秋	演習	武藤真朗	
刑事訴訟法演習	4	CRL603	刑事訴訟法演習A 刑事訴訟法演習B	2 2	CRL608 CRL609		演習		本年度休講
行政学演習	4	PUL605	行政学演習A 行政学演習B	2 2	PUL614 PUL615	春秋	演習	箕輪允智	
政治学特論	4	POL601	政治学特論A 政治学特論B	2 2	POL603 POL604		講義		本年度休講
政治学演習	4	POL602	政治学演習A 政治学演習B	2 2	POL605 POL606		演習		本年度休講
破産法演習	4	CIL622	破産法演習A 破産法演習B	2 2	CIL665 CIL666	春秋	演習	櫻本正樹	破産法研究指導 A/Bと共通
民法研究指導I		REG601	民法研究指導IA 民法研究指導IB		REG620 REG621	春秋		相川修	
民法研究指導II		REG602	民法研究指導IIA 民法研究指導IIB		REG622 REG623	春秋		大坂恵里	
民法研究指導III		REG603	民法研究指導IIIA 民法研究指導IIIB		REG624 REG625				本年度休講
民法研究指導IV		REG604	民法研究指導IVA 民法研究指導IVB		REG626 REG627	春秋		中村恵	

授業科目・研究指導							講義・演習の別	担当教員	備考
2019年度以前 入学生適用	単 位	科 目 ナンバリング	2020年度以降 入学生適用	単 位	科 目 ナンバリング	学 期			
民法研究指導 V		REG605	民法研究指導 V A 民法研究指導 V B		REG628 REG629	春 秋		太 矢 一 彦	
商法研究指導 I		REG606	商法研究指導 I A 商法研究指導 I B		REG630 REG631				本年度休講
商法研究指導 II		REG607	商法研究指導 II A 商法研究指導 II B		REG632 REG633	春 秋		井 上 貴 也	
商法研究指導 III		REG608	商法研究指導 III A 商法研究指導 III B		REG634 REG635				本年度休講
民事訴訟法研究指導 I		REG609	民事訴訟法研究指導 I A 民事訴訟法研究指導 I B		REG636 REG637	春 秋		清 水 宏	
民事訴訟法研究指導 II		REG610	民事訴訟法研究指導 II A 民事訴訟法研究指導 II B		REG638 REG639	春 秋		坂 本 恵 三	
企業法研究指導		REG611	企業法研究指導 A 企業法研究指導 B		REG640 REG641	春 秋		楠 元 純 一 郎	
国際私法研究指導		REG612	国際私法研究指導 A 国際私法研究指導 B		REG642 REG643				本年度休講
知的財産法研究指導		REG619	知的財産法研究指導 A 知的財産法研究指導 B		REG646 REG647	春 秋		安 藤 和 宏	
労働法研究指導		REG614	労働法研究指導 A 労働法研究指導 B		REG648 REG649	春 秋		鎌 田 耕 一	
社会保障法研究指導		REG618	社会保障法研究指導 A 社会保障法研究指導 B		REG656 REG657	春 秋		上 田 真 理	
経済法研究指導		REG616	経済法研究指導 A 経済法研究指導 B		REG652 REG653	春 秋		多 田 英 明	
破産法研究指導		REG617	破産法研究指導 A 破産法研究指導 B		REG654 REG655	春 秋		櫻 本 正 樹	

## 修了に必要な単位等

- 1) 修了要件となる科目で30単位以上修得すること。
- 2) 主指導教授の「研究指導」を、毎セメスタ必ず履修すること。

## 履修方法

1. 履修する授業科目は、指導教授の指示を受けて決定すること。
  2. 指導教授は、主指導教授1名・副指導教授1名の計2名とする。ただし、主指導教授の判断により、副指導教授が2名となる場合がある。「研究指導」は、セメスタ毎に3科目（主指導教授1名・副指導教授2名）を上限として、履修・修得することができる（各研究指導は、指定された演習において行う）。
  3. 主指導教授が担当する「演習」は、同一科目を在学中各2回（8単位）まで履修・単位修得することができ、かつ修得した単位は修了単位として認められる。  
3回目以降（原級した場合等）の履修・聴講は、成績および単位は認定されるが、修了要件としては扱わない。  
なお、ここで対象とする「演習」は、「研究指導」と共通して開講されるものに限る。
  4. 履修方法3以外の「講義」または「演習」は、同一科目を在学中何回でも履修・単位修得することができるが、この場合、修了単位として認められるのは、最初に修得した成績および単位のみとする。
  5. 本表に掲げたものの他、指導教授が教育上必要と認めるときは、学則第8条に基づき、本大学院の他研究科・専攻の授業科目および他大学（協定校）の授業科目を履修することができる（同一科目は1回目のみ修了要件として扱い、2回目以降の履修によって修得した成績及び単位は認定されるが、修了要件としては扱わない）。また、上記により履修し修得した単位は、学則第10条の2に基づく、本大学院に入学する前に修得し、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす単位（既修得単位）と合わせて、10単位を超えない範囲で修了要件に充当することができる。
  6. 公務員コースに所属するものは、p.186の内規に従い履修すること。
- 注) 通年制の学生は、「セメスタ」を「年度」と読み替えること。

博士後期課程

授業科目・研究指導							講義・演習の別	担当教員	備 考
2019年度以前 入学生適用	単 位	科 目 ナンバリング	2020年度以降 入学生適用	単 位	科 目 ナンバリング	学 期			
民法特殊研究Ⅰ	4	CIL701	民法特殊研究ⅠA 民法特殊研究ⅠB	2 2	CIL716 CIL717	春 秋	講義	芦 野 訓 和	民法研究指導Ⅰ A/Bと共通
民法特殊研究Ⅱ	4	CIL702	民法特殊研究ⅡA 民法特殊研究ⅡB	2 2	CIL718 CIL719	春 秋	講義	熊 田 裕 之	民法研究指導Ⅱ A/Bと共通
民法特殊演習Ⅰ	4	CIL703	民法特殊演習ⅠA 民法特殊演習ⅠB	2 2	CIL720 CIL721	春 秋	演習	相 川 修	民法研究指導Ⅴ A/Bと共通
民法特殊演習Ⅱ	4	CIL704	民法特殊演習ⅡA 民法特殊演習ⅡB	2 2	CIL722 CIL723	春 秋	演習	中 村 恵	民法研究指導Ⅵ A/Bと共通
民法特殊演習Ⅲ	4	CIL705	民法特殊演習ⅢA 民法特殊演習ⅢB	2 2	CIL724 CIL725	春 秋	演習	太 矢 一 彦	民法研究指導Ⅲ A/Bと共通
民法特殊演習Ⅳ	4	CIL706	民法特殊演習ⅣA 民法特殊演習ⅣB	2 2	CIL726 CIL727	春 秋	演習	大 坂 恵 里	民法研究指導Ⅳ A/Bと共通
商法特殊研究Ⅰ	4	CIL707	商法特殊研究ⅠA 商法特殊研究ⅠB	2 2	CIL728 CIL729	春 秋	講義	周 劍 龍	
商法特殊研究Ⅱ	4	CIL708	商法特殊研究ⅡA 商法特殊研究ⅡB	2 2	CIL730 CIL731	春 秋	講義	遠 藤 喜 佳	
商法特殊演習Ⅰ	4	CIL709	商法特殊演習ⅠA 商法特殊演習ⅠB	2 2	CIL732 CIL733	春 秋	演習	朱 大 明	商法研究指導Ⅰ A/Bと共通
商法特殊演習Ⅱ	4	CIL710	商法特殊演習ⅡA 商法特殊演習ⅡB	2 2	CIL734 CIL735	春 秋	演習	遠 藤 喜 佳	商法研究指導Ⅱ A/Bと共通
企業法特殊演習	4	CIL711	企業法特殊演習A 企業法特殊演習B	2 2	CIL736 CIL737	春 秋	演習	楠 元 純一郎	企業法研究指導 A/Bと共通
民事訴訟法特殊研究	4	CIL712	民事訴訟法特殊研究A 民事訴訟法特殊研究B	2 2	CIL738 CIL739	春 秋	講義	清 水 宏	民事訴訟法研究指導Ⅲ A/Bと共通
民事訴訟法特殊演習Ⅰ	4	CIL713	民事訴訟法特殊演習ⅠA 民事訴訟法特殊演習ⅠB	2 2	CIL740 CIL741	春 秋	演習	櫻 本 正 樹	民事訴訟法研究指導Ⅰ A/Bと共通
民事訴訟法特殊演習Ⅱ	4	CIL714	民事訴訟法特殊演習ⅡA 民事訴訟法特殊演習ⅡB	2 2	CIL742 CIL743	春 秋	演習	坂 本 恵 三	民事訴訟法研究指導Ⅱ A/Bと共通
比較法学特殊研究	4	FUL701	比較法学特殊研究A 比較法学特殊研究B	2 2	FUL702 FUL703		講義		本年度休講
国際私法特殊研究	4	ILA701	国際私法特殊研究A 国際私法特殊研究B	2 2	ILA703 ILA704		講義		本年度休講
知的財産法特殊演習	4	NFL702	知的財産法特殊演習A 知的財産法特殊演習B	2 2	NFL705 NFL706	春 秋	演習	安 藤 和 宏	知的財産法研究指導 A/Bと共通
労働法特殊演習	4	SOL701	労働法特殊演習A 労働法特殊演習B	2 2	SOL703 SOL704		演習		本年度休講
経済法特殊演習	4	SOL702	経済法特殊演習A 経済法特殊演習B	2 2	SOL705 SOL706	春 秋	演習	多 田 英 明	経済法研究指導 A/Bと共通
英米財産法特殊研究	4	ILA702	英米財産法特殊研究A 英米財産法特殊研究B	2 2	ILA705 ILA706		講義		本年度休講
倒産法特殊研究	4	CIL715	倒産法特殊研究A 倒産法特殊研究B	2 2	CIL744 CIL745		講義		本年度休講
民法研究指導Ⅰ		REG701	民法研究指導ⅠA 民法研究指導ⅠB		REG716 REG717	春 秋		芦 野 訓 和	
民法研究指導Ⅱ		REG702	民法研究指導ⅡA 民法研究指導ⅡB		REG718 REG719	春 秋		熊 田 裕 之	
民法研究指導Ⅲ		REG703	民法研究指導ⅢA 民法研究指導ⅢB		REG720 REG721	春 秋		太 矢 一 彦	

授業科目・研究指導							講義・演習の別	担当教員	備考
2019年度以前 入学生適用	単 位	科 目 ナンバリング	2020年度以降 入学生適用	単 位	科 目 ナンバリング	学 期			
民法研究指導Ⅳ		REG704	民法研究指導ⅣA 民法研究指導ⅣB		REG722 REG723	春 秋	大 坂 恵 里		
民法研究指導Ⅴ		REG705	民法研究指導ⅤA 民法研究指導ⅤB		REG724 REG725	春 秋	相 川 修		
民法研究指導ⅥA		REG746	民法研究指導ⅥA		REG746	春	中 村 恵		
民法研究指導ⅥB		REG747	民法研究指導ⅥB		REG747	秋			
商法研究指導Ⅰ		REG706	商法研究指導ⅠA 商法研究指導ⅠB		REG726 REG727	春 秋	朱 大 明		
商法研究指導Ⅱ		REG707	商法研究指導ⅡA 商法研究指導ⅡB		REG728 REG729	春 秋	遠 藤 喜 佳		
民事訴訟法研究指導Ⅰ		REG708	民事訴訟法研究指導ⅠA 民事訴訟法研究指導ⅠB		REG730 REG731	春 秋	櫻 本 正 樹		
民事訴訟法研究指導Ⅱ		REG709	民事訴訟法研究指導ⅡA 民事訴訟法研究指導ⅡB		REG732 REG733	春 秋	坂 本 恵 三		
民事訴訟法研究指導ⅢA		REG748	民事訴訟法研究指導ⅢA		REG748	春	清 水 宏		
民事訴訟法研究指導ⅢB		REG749	民事訴訟法研究指導ⅢB		REG749	秋			
企業法研究指導		REG710	企業法研究指導A 企業法研究指導B		REG734 REG735	春 秋	楠 元 純 一 郎		
国際私法研究指導		REG711	国際私法研究指導A 国際私法研究指導B		REG736 REG737			本年度休講	
知的財産法研究指導		REG715	知的財産法研究指導A 知的財産法研究指導B		REG740 REG741	春 秋	安 藤 和 宏		
労働法研究指導		REG713	労働法研究指導A 労働法研究指導B		REG742 REG743			本年度休講	
経済法研究指導		REG714	経済法研究指導A 経済法研究指導B		REG744 REG745	春 秋	多 田 英 明		

### 修了に必要な単位等

主指導教授の「研究指導」を、毎セメスタ必ず履修すること。

### 履修方法

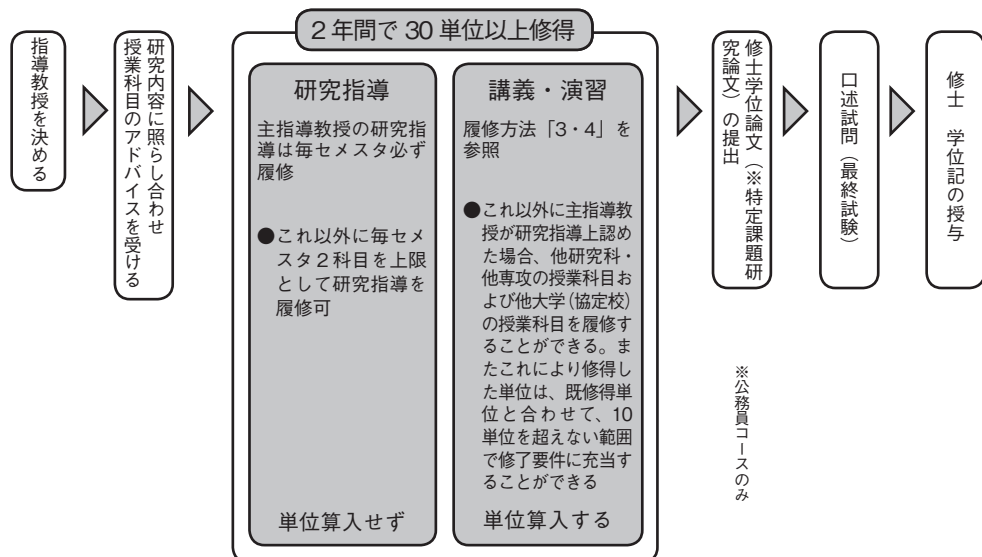
- 履修する授業科目は、指導教授の指示を受けて決定すること。
- 指導教授は、主指導教授1名・副指導教授1名の計2名とする。ただし、主指導教授の判断により、副指導教授が2名となる場合がある。「研究指導」は、セメスタ毎に3科目（主指導教授1名・副指導教授2名）を上限として、履修・修得することができる（各研究指導は、指定された講義または演習において行う）。
- 本表に掲げたものの他、指導教授が研究指導上必要と認めた場合は、本大学院の他研究科・専攻の授業科目および他大学（協定校）の授業科目を履修することができる。

注) 通年制の学生は、「セメスタ」を「年度」と読み替えること。

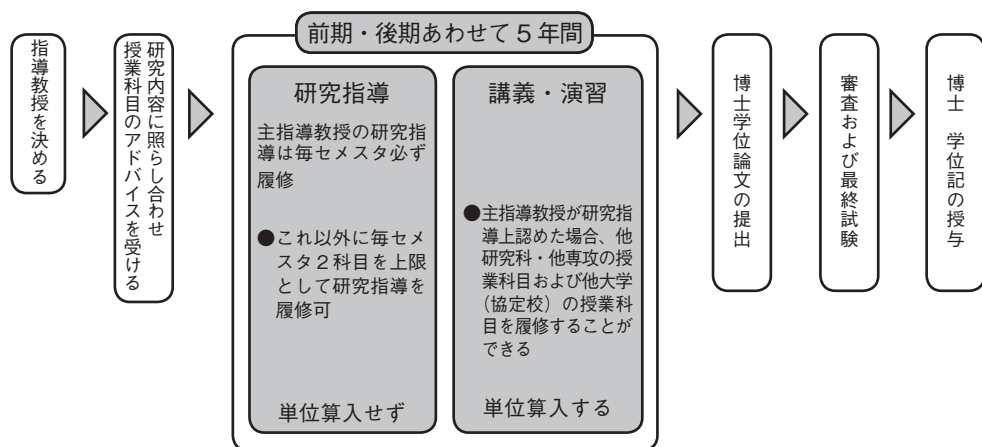


# 公法学専攻

## 前期課程 履修の流れ



## 後期課程 履修の流れ



ただし、2019年度以前入学生についてはセメスタを年度に読み替える  
 ※本専攻では、授業内容の理解や自身の研究を一層深めるために、授業及び研究指導の一環として、海外における調査・研究や学会への参加・発表を奨励しています。

# 公 法 学 専 攻

## 博士前期課程

授業科目・研究指導							講義・演習の別	担当教員	備 考
2019年度以前 入学生適用	単 位	科 目 ナンバリング	2020年度以降 入学生適用	単 位	科 目 ナンバリング	学 期			
憲 法 演 習 I	4	PUL601	憲 法 演 習 I A	2	PUL611		演習		本年度休講
			憲 法 演 習 I B	2	PUL612				
憲 法 演 習 II	4	PUL602	憲 法 演 習 II A	2	PUL613	春	演習	武 市 周 作	憲法研究指導Ⅱ A/Bと共通
			憲 法 演 習 II B	2	PUL614	秋			
憲 法 演 習 III	4	PUL603	憲 法 演 習 III A	2	PUL615	春	演習	宮 原 均	憲法研究指導Ⅲ A/Bと共通
			憲 法 演 習 III B	2	PUL616	秋			
未成年者保護法演習	4	CRL601	未成年者保護法演習A	2	CRL608		演習		本年度休講
			未成年者保護法演習B	2	CRL609				
行政法演習 I	4	PUL604	行政法演習 I A	2	PUL617	春	演習	高 木 英 行	行政法研究指導 I A/Bと共通
			行政法演習 I B	2	PUL618	秋			
行政法演習 II	4	PUL605	行政法演習 II A	2	PUL619	春	演習	森 稔 樹	行政法研究指導Ⅱ A/Bと共通
			行政法演習 II B	2	PUL620	秋			
行政学演習	4	PUL606	行政学演習 A	2	PUL621	春	演習	箕 輪 允 智	行政学研究指導 A/Bと共通
			行政学演習 B	2	PUL622	秋			
租税法特論 I	4	PUL607	租税法特論 I A	2	PUL623	春	講義	西 本 靖 宏	
			租税法特論 I B	2	PUL624	秋			
租税法特論 II	4	PUL608	租税法特論 II A	2	PUL625		講義		本年度休講
			租税法特論 II B	2	PUL626				
租税法演習	4	PUL609	租税法演習 A	2	PUL627	春	演習	高 野 幸 大	
			租税法演習 B	2	PUL628	秋			
社会保障法特論	4	SOL601	社会保障法特論A	2	SOL605		講義		本年度休講
			社会保障法特論B	2	SOL606				
社会保障法演習	4	SOL603	社会保障法演習A	2	SOL609	春	演習	上 田 真 理	
			社会保障法演習B	2	SOL610	秋			
労働法演習	4	SOL604	労働法演習 A	2	SOL611	春	演習	鎌 田 耕 一	
			労働法演習 B	2	SOL612	秋			
刑法特論	4	CRL602	刑法特論 A	2	CRL610	春	講義	小 坂 亮	
			刑法特論 B	2	CRL611	秋			
刑法演習 I	4	CRL603	刑法演習 I A	2	CRL612	春	演習	萩 原 滋	刑法研究指導 I A/Bと共通
			刑法演習 I B	2	CRL613	秋			
刑法演習 II	4	CRL604	刑法演習 II A	2	CRL614	春	演習	武 藤 眞 朗	刑法研究指導Ⅱ A/Bと共通
			刑法演習 II B	2	CRL615	秋			
刑事訴訟法特論	4	CRL605	刑事訴訟法特論A	2	CRL616	春	講義	松 田 正 照	
			刑事訴訟法特論B	2	CRL617	秋			
刑事訴訟法演習	4	CRL606	刑事訴訟法演習A	2	CRL618		演習		本年度休講
			刑事訴訟法演習B	2	CRL619				
刑事政策特論	4	CRL607	刑事政策特論A	2	CRL620	春	講義	武 藤 眞 朗	
			刑事政策特論B	2	CRL621	秋			
法哲学特論	4	FUL601	法哲学特論 A	2	FUL608		講義		本年度休講
			法哲学特論 B	2	FUL609				
政治学特論	4	POL601	政治学特論 A	2	POL603		講義		本年度休講
			政治学特論 B	2	POL604				
政治学演習	4	POL602	政治学演習 A	2	POL605		演習		本年度休講
			政治学演習 B	2	POL606				
比較法思想史演習	4	FUL602	比較法思想史演習A	2	FUL610		演習		本年度休講
			比較法思想史演習B	2	FUL611				

授業科目・研究指導							講義・演習の別	担当教員	備考
2019年度以前 入学生適用	単 位	科 目 ナンバリング	2020年度以降 入学生適用	単 位	科 目 ナンバリング	学 期			
国際公法特論	4	ILA601	国際公法特論A 国際公法特論B	2 2	ILA603 ILA604		講義		本年度休講
国際公法演習	4	ILA602	国際公法演習A 国際公法演習B	2 2	ILA605 ILA606	春秋	演習	石塚智佐	国際公法研究指導A/Bと共通
論文表現法	4	SEM601	論文表現法A 論文表現法B	2 2	SEM602 SEM603		講義		本年度休講
Legal and Political English	4	FLE601	Legal and Political English A Legal and Political English B	2 2	FLE602 FLE603	春秋	講義	ジェイムズ ダニエル ショート	
外国法(英法)	4	FUL603	外国法(英法)A 外国法(英法)B	2 2	FUL612 FUL613	春秋	講義	今井雅子	
外国法(独法)	4	FUL604	外国法(独法)A 外国法(独法)B	2 2	FUL614 FUL615	春秋	講義	武市周作	
外国法(仏法)	4	FUL605	外国法(仏法)A 外国法(仏法)B	2 2	FUL616 FUL617		講義		本年度休講
法制史特論	4	FUL606	法制史特論A 法制史特論B	2 2	FUL618 FUL619		講義		本年度休講
民法特論Ⅲ	4	CIL602	民法特論ⅢA 民法特論ⅢB	2 2	CIL610 CIL611		講義		本年度休講
英書講読	4	FUL607	英書講読A 英書講読B	2 2	FUL620 FUL621	春秋	講義	山下りえ子	
行政法特論	4	PUL610	行政法特論A 行政法特論B	2 2	PUL629 PUL630	春秋	講義	藤井浩司	
経済原論特論	4	SOL602	経済原論特論A 経済原論特論B	2 2	SOL607 SOL608	春秋	講義	中野宏	
民法特論Ⅱ	4	CIL601	民法特論ⅡA 民法特論ⅡB	2 2	CIL608 CIL609	春秋	講義	太矢一彦	
民法演習Ⅳ	4	CIL603	民法演習ⅣA 民法演習ⅣB	2 2	CIL612 CIL613	春秋	演習	中村恵	
商法演習Ⅰ	4	CIL604	商法演習ⅠA 商法演習ⅠB	2 2	CIL614 CIL615		演習		本年度休講
商法演習Ⅱ	4	CIL605	商法演習ⅡA 商法演習ⅡB	2 2	CIL616 CIL617	春秋	演習	井上貴也	
商法演習Ⅲ	4	CIL606	商法演習ⅢA 商法演習ⅢB	2 2	CIL618 CIL619		演習		本年度休講
民事訴訟法演習Ⅱ	4	CIL607	民事訴訟法演習ⅡA 民事訴訟法演習ⅡB	2 2	CIL620 CIL621	春秋	演習	坂本恵三	
憲法研究指導Ⅰ		REG601	憲法研究指導ⅠA 憲法研究指導ⅠB		REG616 REG617				本年度休講
憲法研究指導Ⅱ		REG602	憲法研究指導ⅡA 憲法研究指導ⅡB		REG618 REG619	春秋		武市周作	
憲法研究指導Ⅲ		REG603	憲法研究指導ⅢA 憲法研究指導ⅢB		REG620 REG621	春秋		宮原均	
未成年者保護法研究指導		REG604	未成年者保護法研究指導A 未成年者保護法研究指導B		REG622 REG623				本年度休講
行政法研究指導Ⅰ		REG605	行政法研究指導ⅠA 行政法研究指導ⅠB		REG624 REG625	春秋		高木英行	
行政法研究指導Ⅱ		REG606	行政法研究指導ⅡA 行政法研究指導ⅡB		REG626 REG627	春秋		森稔樹	

授業科目・研究指導							講義・演習の別	担当教員	備考
2019年度以前 入学生適用	単 位	科 目 ナンバリング	2020年度以降 入学生適用	単 位	科 目 ナンバリング	学 期			
行政学研究指導		REG607	行政学研究指導A		REG628	春		箕輪允智	
			行政学研究指導B		REG629	秋			
刑法研究指導Ⅰ		REG608	刑法研究指導ⅠA		REG630	春		萩原滋	
			刑法研究指導ⅠB		REG631	秋			
刑法研究指導Ⅱ		REG609	刑法研究指導ⅡA		REG632	春		武藤眞朗	
			刑法研究指導ⅡB		REG633	秋			
刑事訴訟法研究指導		REG610	刑事訴訟法研究指導A		REG634				本年度休講
			刑事訴訟法研究指導B		REG635				
租税法研究指導①		REG611	租税法研究指導A①		REG636	春		高野幸大	
			租税法研究指導B①		REG637	秋			
租税法研究指導②		REG612	租税法研究指導A②		REG638	春		西本靖宏	
			租税法研究指導B②		REG639	秋			
政治学研究指導		REG613	政治学研究指導A		REG640				本年度休講
			政治学研究指導B		REG641				
比較法思想史研究指導		REG614	比較法思想史研究指導A		REG642				本年度休講
			比較法思想史研究指導B		REG643				
国際公法研究指導		REG615	国際公法研究指導A		REG644	春		石塚智佐	
			国際公法研究指導B		REG645	秋			

### 修了に必要な単位等

- 1) 修了要件となる科目で30単位以上修得すること。
- 2) 主指導教授の「研究指導」を、毎セメスタ必ず履修すること。

### 履修方法

1. 履修する授業科目は、指導教授の指示を受けて決定すること。
  2. 指導教授は、主指導教授1名・副指導教授1名の計2名とする。ただし、主指導教授の判断により、副指導教授が2名となる場合がある。「研究指導」は、セメスタ毎に3科目（主指導教授1名・副指導教授2名）を上限として、履修・修得することができる。
  3. 主指導教授が担当する「講義」または「演習」は、同一科目を在学中各2回（8単位）までこれを履修・単位修得することができ、かつ修得した単位は修了単位として認められる。3回目以降（原級した場合等）の履修・聴講は、成績および単位は認定されるが、修了要件としては扱わない。なお、ここで対象とする「講義」または「演習」は、「研究指導」と共通して開講されているもので、1科目のみが対象となる。ただし、「租税法演習」「租税法特論ⅠA/B」「租税法特論ⅡA/B」については、「研究指導」と共通して開講されていないが、この取り扱いの対象となる。また、「租税法特論ⅠA/B」「租税法特論ⅡA/B」についてはいずれか一方が対象となる。
  4. 履修方法3以外の「講義」または「演習」は、同一科目を在学中何回でも履修・単位修得することができるが、この場合、修了単位として認められるのは、最初に修得した成績および単位のみとする。
  5. 本表に掲げたものの他、指導教授が教育上必要と認めるときは、学則第8条に基づき、本大学院の他研究科・専攻の授業科目および他大学（協定校）の授業科目を履修することができる（同一科目は1回目のみ修了要件として扱い、2回目以降の履修によって修得した成績及び単位は認定されるが、修了要件としては扱わない）。また、上記により履修し修得した単位は、学則第10条の2に基づく、本大学院に入学する前に修得し、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす単位（既修得単位）と合わせて、10単位を超えない範囲で修了要件に充当することができる。
  6. 公務員コースに所属するものは、p.186の内規に従い履修すること。
- 注) 通年制の学生は、「セメスタ」を「年度」と読み替えること。



博士後期課程

授業科目・研究指導							講義・演習の別	担当教員	備 考
2019年度以前 入学生適用	単 位	科 目 ナンバリング	2020年度以降 入学生適用	単 位	科 目 ナンバリング	学 期			
憲法特殊研究 I		PUL701	憲法特殊研究 I A 憲法特殊研究 I B		PUL708 PUL709		演習		本年度休講
憲法特殊研究 II		PUL702	憲法特殊研究 II A 憲法特殊研究 II B		PUL710 PUL711		演習		本年度休講
憲法特殊研究 III		PUL703	憲法特殊研究 III A 憲法特殊研究 III B		PUL712 PUL713	春 秋	演習	宮 原 均	憲法研究指導Ⅲ A/Bと共通
国際公法特殊研究		ILA701	国際公法特殊研究A 国際公法特殊研究B		ILA702 ILA703	春 秋	講義	齋 藤 洋	国際公法研究指導 A/Bと共通
政治学特殊研究		POL701	政治学特殊研究A 政治学特殊研究B		POL702 POL703		演習		本年度休講
比較法思想史特殊研究		FUL701	比較法思想史特殊研究A 比較法思想史特殊研究B		FUL703 FUL704		講義		本年度休講
法哲学特殊研究		FUL702	法哲学特殊研究A 法哲学特殊研究B		FUL705 FUL706		講義		本年度休講
行政法特殊研究 I		PUL704	行政法特殊研究 I A 行政法特殊研究 I B		PUL714 PUL715	春 秋	演習	高 木 英 行	行政法研究指導 I A/Bと共通
行政法特殊研究 II		PUL705	行政法特殊研究 II A 行政法特殊研究 II B		PUL716 PUL717		演習		本年度休講
行政学特殊研究		PUL706	行政学特殊研究A 行政学特殊研究B		PUL718 PUL719		演習		本年度休講
租税法特殊研究		PUL707	租税法特殊研究A 租税法特殊研究B		FUL705 FUL706	春 秋	講義	高 野 幸 大	租税法研究指導 A/Bと共通
社会保障法特殊研究		SOL701	社会保障法特殊研究A 社会保障法特殊研究B		PUL714 PUL715		講義		本年度休講
刑法特殊研究 I		CRL701	刑法特殊研究 I A 刑法特殊研究 I B		PUL716 PUL717	春 秋	講義	萩 原 滋	
刑法特殊研究 II		CRL702	刑法特殊研究 II A 刑法特殊研究 II B		PUL718 PUL719	春 秋	演習	武 藤 眞 朗	刑法研究指導 A/Bと共通
刑事訴訟法特殊研究		CRL703	刑事訴訟法特殊研究A 刑事訴訟法特殊研究B		CRL709 CRL710		演習		本年度休講
刑事政策特殊研究		CRL704	刑事政策特殊研究A 刑事政策特殊研究B		CRL711 CRL712		講義		本年度休講
憲法研究指導 I		REG701	憲法研究指導 I A 憲法研究指導 I B		REG712 REG713				本年度休講
憲法研究指導 II		REG702	憲法研究指導 II A 憲法研究指導 II B		REG714 REG715				本年度休講
憲法研究指導 III		REG703	憲法研究指導 III A 憲法研究指導 III B		REG716 REG717	春 秋		宮 原 均	
国際公法研究指導		REG704	国際公法研究指導A 国際公法研究指導B		REG718 REG719	春 秋		齋 藤 洋	
政治学研究指導		REG705	政治学研究指導A 政治学研究指導B		REG720 REG721				本年度休講
行政法研究指導 I		REG706	行政法研究指導 I A 行政法研究指導 I B		REG722 REG723	春 秋		高 木 英 行	
行政法研究指導 II		REG707	行政法研究指導 II A 行政法研究指導 II B		REG724 REG725				本年度休講
行政学研究指導		REG708	行政学研究指導A 行政学研究指導B		REG726 REG727				本年度休講

授業科目・研究指導							講義・演習の別	担当教員	備考
2019年度以前 入学生適用	単 位	科 目 ナンバリング	2020年度以降 入学生適用	単 位	科 目 ナンバリング	学 期			
刑 法 研 究 指 導		REG709	刑 法 研 究 指 導 A		REG728	春	武 藤 眞 朗		
			刑 法 研 究 指 導 B		REG729	秋			
刑 事 訴 訟 法 研 究 指 導		REG710	刑 事 訴 訟 法 研 究 指 導 A		REG730			本年度休講	
			刑 事 訴 訟 法 研 究 指 導 B		REG731				
租 税 法 研 究 指 導		REG711	租 税 法 研 究 指 導 A		REG732	春	高 野 幸 大		
			租 税 法 研 究 指 導 B		REG733	秋			

### 修了に必要な単位等

主指導教授の「研究指導」を、毎セメスタ必ず履修すること。

### 履修方法

- 履修する授業科目は、指導教授の指示を受けて決定すること。
- 指導教授は、主指導教授1名・副指導教授1名の計2名とする。ただし、主指導教授の判断により、副指導教授が2名となる場合がある。「研究指導」は、年度毎に3科目（主指導教授1名・副指導教授2名）を上限として、履修・修得することができる（各研究指導は、指定された講義または演習においてこれを行う）。
- 本表に掲げたものの他、指導教授が研究指導上必要と認めた場合は、本大学院の他研究科・専攻の授業科目および他大学（協定校）の授業科目を履修することができる。

注）通年制の学生は、「セメスタ」を「年度」と読み替えること。